

# オーストラリアの 概況及び地方行政事情

2008年1月

(財)自治体国際化協会シドニー事務所



Japan Local Government Centre  
(CLAIR, Sydney)

## 目 次

I	概 要	
	1. 地 理 .....	1
	2. 歴 史 .....	2
II	政 治	
	1. 連邦及び NSW 州の政府構造 .....	3
III	経 済	
	1. 概 況 .....	4
	2. 連邦政府等の財政 .....	5
	3. 貿 易 .....	6
	4. 観 光 .....	7
IV	地方制度の概要	
	1. オーストラリアの政府構造 .....	9
	2. 地方自治体の概況 .....	10
	3. 地方自治体の権限及び事務 .....	11
	4. 地方自治体の組織 .....	12
	5. 地方自治体の財政 .....	14
	6. 地方行政改革の動向 .....	17
	7. 広域行政の取り組み .....	18
	8. 地方自治体の州組織・全国組織 .....	19
V	日豪国際交流の概況	
	1. 日本の地方自治体の交流先としてのオーストラリア .....	20
	2. オーストラリアと諸外国との姉妹提携の現況 .....	21
	3. 日本とオーストラリアとの姉妹提携の現況 .....	22
	4. 外国青年招致事業(JETプログラム)参加状況 .....	24

# I 概要

## 1. 地理

	オーストラリア	NSW州	日本
面積	7,692,024km <sup>2</sup>	800,642km <sup>2</sup>	377,915km <sup>2</sup>
位置	東経 113～154 度 南緯 10～44 度	東経 141～154 度 南緯 28～37 度	東経 123～154 度 北緯 20～46 度
人口	21,017 千人(07年6月)	6,549 千人(06年6月)	127,768 人(05年10月)
人口密度	2.73 人/k m <sup>2</sup>	8.35 人/k m <sup>2</sup>	342.7 人/k m <sup>2</sup>
人口増加率	1.5%	1.1 %	-0.2%
合計特殊出生率	1.81(06年)	-	1.25(05年)

	シドニー	東京
面積	26km <sup>2</sup> 12,148km <sup>2</sup> ※1	2,102km <sup>2</sup>
位置	東経 151.10 度 南緯 33.55 度	東経 139.45 度 北緯 35.41 度
平均気温(夏)	最高 26.4℃(2月) 最低 19.6℃(2月)	最高 29.1℃(7月) 最低 22.6℃(7月)
平均気温(冬)	最高 17.2℃(7月) 最低 8.6℃(7月)	最高 10.0℃(1月) 最低 2.6℃(1月)
降水量	1,276.5mm/年	1,467 mm/年
人口	165 千人(06年06月) 4,120 千人(06年06月)※1	12,805 千人(07年12月)
人口密度	6,328 人/km <sup>2</sup> 339 人/km <sup>2</sup> ※1	6,092 人/km <sup>2</sup>
人口増加率	3.5% 0.70※1	0.90%

※1:シドニー広域圏のデータ

(資料) Australian Bureau of Statistics 3101.0、シドニー市ホームページ、国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」、東京都統計年鑑平成 17 年、気象庁「日本気候表」

### オーストラリアの人口に関する情報

海外出身者人口比率(06年)	29.1%
家庭で英語以外を主な言語とする人口比率(06年)	21.5%
8州都地域の人口(06年6月)	12,656 千人(全人口の 63.7%)
先住民の人口(06年)	455,031 人(全人口の 2.3%)
在留邦人(06年10月1日)	59,285 人(うちシドニー 26,844 人) 【内訳】長期滞在者 31,220 人 永住者 28,065 人

(資料) Australian Bureau of Statistics、総務省統計局ホームページ、外務省「海外在留邦人数統計」

## 2. 歴史

紀元前約 4～6 万年	先住民アボリジニがオーストラリアに移住。
1770 年	英国人探検家ジェームズ・クックがボタニー湾に到着。
1788 年	イギリスおよびアイルランドから最初の白人入植者が到着し、シドニーに植民地を築く。新しい植民地建設のために多くの囚人が労働力としてイギリスから送り込まれる(～1868 年)。
1793 年	最初の自由移民が到着。
1814 年	フリンダースの助言によって、呼び名が「ニューホーランド」から「オーストラリア」に変更。
1827 年	イギリスが、オーストラリア全体統治を初めて公式に表明。
1840 年	最初の地方自治体としてアデレード市が発足。
1841 年	ニュージーランドがニュー・サウス・ウェールズから分離。
1842 年	シドニー市およびメルボルン市設置。
1850 年	シドニー大学創立。(オーストラリア最初の大学)
1850 年頃～1860 年頃	金採掘のため、多くの国から移民が流入。
1865 年	日本への輸出が記録される(石炭)。
1880 年代～1890 年代	日本(主に和歌山県)から真珠採りの潜水夫が西オーストラリア州北部のブルームなどに移住。
1888 年	オーストラリア入植 100 年を記念して、メルボルンで国際博覧会を開催。
1896 年	タウンズビルに日本領事館開設。
1901 年	連邦国家成立。アジア移民の受け入れ停止。
1908 年	首都としてキャンベラを選定。将来の連邦議会の場所として選ばれる。(キャンベラが正式に首都と呼ばれるようになったのは 1913 年)
1914～1918 年	第一次世界大戦参戦。
1927 年	連邦議会がメルボルンからキャンベラに移される。
1939～1945 年	第二次世界大戦参戦。ドイツ、イタリア、日本と戦う。 (1942 年 日本軍がダーウィン、タウンズビル、ブルーム、シドニー湾を攻撃)
1947 年	戦後ヨーロッパの難民の受け入れ開始。 (1947 年から 1952 年までの間で 20 万人弱)
1952 年	日豪間に外交関係樹立(豪、サンフランシスコ平和条約に調印)。 ANZUS 同盟(豪州、ニュージーランド、アメリカの三国相互防衛条約)発効。
1956 年	メルボルンオリンピック開催。
1957 年	日豪通商協定締結。
1967 年	アボリジニの選挙権が認められる。
1971 年	OECD 加盟。
1973 年	白豪主義政策の廃止。
1976 年	日豪友好基本条約(通称「ナラ条約」)締結。
1986 年	憲法上イギリスから分離。
1988 年	入植 200 年記念祭開催。
1999 年	共和制移行の是非を問う憲法改正国民投票が行われるが否決される。
2000 年	シドニーオリンピック開催。
2001 年	連邦結成 100 周年
2003 年	第 5 回ラグビーワールドカップ開催。
2006 年	第 18 回コモンウェルスゲームズ開催。
2007 年	APEC 開催。

## II 政治

### 1. 連邦及びNSW州の政府構造

オーストラリアは、オーストラリア(女)王(エリザベス二世女王陛下)を元首とする立憲君主国である。オーストラリア憲法は、王権を代行する連邦総督に議会の開会・休会・解散権、議会を通過した法案に対する承認・拒否・修正要求権、行政の執行権、閣僚の任命権、国軍の指揮権などを与えている。

しかし、これらの権限を連邦総督が行使することは稀で、実際は慣習法に従って連邦議会や内閣が行使している。

	オーストラリア連邦政府	NSW州政府
立法府	二院制議会 <議席数> 上院:76名(6州各12名、ACT,NT特別地域各2名) [内訳] 自由党34名、労働党28名、国民党4名、その他10名(2008年1月現在) 下院:150名 [内訳] 労働党83名、自由党55名、国民党10名、無所属2名(2008年1月現在) <任期> 上院:6年(特別地域は3年) 下院:3年 ※直近の選挙は2007年11月24日に実施	二院制議会 <議席数> 上院:42名 [内訳] 労働党19名、自由党10名、国民党5名、グリーン党4名、クリスチアン党2名、シューターズ党2名(2008年1月現在) 下院:93名 [内訳] 労働党52名、自由党22名、国民党13名、無所属6名(2008年1月現在) <任期> 上院:8年 下院:4年 ※直近の選挙は2007年3月24日に実施
行政府	形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制 ※2007年11月以降労働党政権(2008年1月現在)	形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制 ※2003年3月以降労働党政権(2008年1月現在)
司法制度	連邦最高裁判所および連邦裁判所 連邦最高裁判所は、連邦裁判所または州の最高裁判所からの上訴を取扱う最終裁判所である	簡易裁判所、地方裁判所、最高裁判所の三層構造

(資料)連邦政府議会ホームページ、NSW州議会ホームページ

## Ⅲ 経 済

### 1. 概 況

#### (1) 国内総生産(名目 GDP)

単位:100 万米ドル

	オーストラリア		日 本		アメリカ	
		実質成長率		実質成長率		実質成長率
2002 年	413,559	4.13%	3,928,738	0.14%	10,469,600	1.60%
2003 年	527,047	3.07%	4,240,224	2.12%	10,971,300	2.70%
2004 年	637,485	3.55%	4,609,217	2.71%	11,734,300	4.22%
2005 年	707,974	2.46%	4,554,455	3.13%	12,487,200	3.52%

2006年 1,046,164 千豪ドル

(資料)総務省統計局「世界の統計 2007」、Australian National Accounts

#### (2)消費者物価上昇率

	オーストラリア	日 本	アメリカ
2002 年	3.0%	-0.9%	1.6%
2003 年	2.8%	-0.3%	2.3%
2004 年	2.3%	-0.0%	2.7%
2005 年	2.7%	-0.3%	3.4%
2007 年	3.0%※	-	-

※ 2006 年 12 月～2007 年 12 月データ

(資料)総務省統計局「世界の統計 2007」、Australian Bureau of Statistics

#### (3)失業率

	オーストラリア	日 本	アメリカ
2002 年	6.9%	5.4%	6.4%
2003 年	6.4%	5.3%	6.0%
2004 年	6.0%	4.7%	5.6%
2005 年	5.6%	4.4%	5.1%
2007 年	4.3%※	-	-

※ 2007 年 12 月現在

(資料)総務省統計局「世界の統計 2007」、Austaralian Bureau of Statistics

## 2. 連邦政府等の財政

(1) 予算額の推移 単位:100万豪ドル 単位:10億円

	連邦政府		日本	
		前年比		前年比
2002年度	169,247	1.6%	83,674	-1.3%
2003年度	183,136	8.2%	82,416	-1.5%
2004年度	195,293	6.6%	84,897	3.0%
2005年度	206,096	5.5%	82,183	-3.2%
2006年度	219,362	6.4%	79,686	-3.0%
2007年度	235,590	7.4%	82,909	4.0%

(資料) オーストラリア政府ホームページ、財務省ホームページ、総務省統計局「日本の統計 2007」

(2) 一般政府部門歳入決算額(2005-06) 単位:百万豪ドル

歳入区分	連邦		州		地方自治体	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
税収	245,223	94.7%	44,235	31.6%	8,920	38.1%
補助金・交付金	0	0.0%	63,627	45.2%	2,117	10.4%
使用料・手数料	5,086	2.0%	12,742	9.0%	6,977	30.7%
公営企業収益金	1,416	0.4%	1,595	1.1%	78	0.3%
その他収益金	1,019	0.3%	3,945	2.6%	559	2.4%
利子収入	4,387	1.3%	3,682	2.4%	33	0.1%
その他	3,462	1.3%	12,749	8.1%	4,399	18.0%
合計	260,592	100.0%	142,574	100.0%	23,085	100.0%

(資料) Government Finance Statistics 5512.0 2005-06 Table 1: Australian Bureau of Statistics

(3) 一般政府部門目的別歳出決算額(2005-06) 単位:百万豪ドル

歳出区分	連邦		州		地方自治体	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
社会保障・福祉	86,221	35.5%	8,647	6.4%	1,283	6.3%
保健	37,549	15.5%	34,118	25.4%	257	1.2%
教育	15,807	6.5%	35,413	26.3%	77	0.4%
一般公共サービス	11,365	4.7%	5,071	3.8%	3,655	17.8%
公債費・退職年金支出	9,629	4.0%	5,343	4.0%	375	1.8%
交通・通信	2,916	1.2%	13,558	10.1%	4,555	22.2%
防衛	15,779	6.5%	0	0.0%	0	0.0%
公共秩序・安全	2,556	1.1%	13,433	10.0%	579	2.8%
住宅・居住環境整備	2,768	1.1%	6,886	5.1%	4,875	23.8%
その他経済サービス	4,872	2.0%	2,633	2.0%	774	3.8%
レクリエーション・文化	2,650	1.1%	3,427	2.5%	3,073	15.0%
燃料・エネルギー	4,045	1.7%	1,389	1.0%	15	0.1%
農林水産業	2,762	1.1%	2,438	1.8%	51	0.2%
鉱業・製造業・建設	1,906	0.8%	647	0.5%	281	1.4%
その他	41,776	17.2%	1,519	1.1%	654	3.2%
合計	242,600	100.0%	134,522	100.0%	20,505	100.0%

(資料) Government Finance Statistics 5512.0 2005-06 Table 31, 32 : Australian Bureau of Statistics

### 3. 貿易

#### (1) 輸出入金額の推移 ※サービスを除く

単位:百万豪ドル

輸出			輸入		
年度	金額	前年比	年度	金額	前年比
2002	115,803	-4.2%	2002	134,273	10.0%
2003	109,459	-5.5%	2003	133,018	-0.9%
2004	127,867	16.8%	2004	150,873	13.4%
2005	154,425	20.8%	2005	169,716	12.5%
2006	169,617	9.8%	2006	183,407	8.1%

(資料) Australian Government, Department of Foreign Affairs and Trade  
COMPOSITION OF TRADE AUSTRALIA 2006-2007 Table1

#### (2) 主な輸出入相手国(2006年度) ※サービスを除く

単位:百万豪ドル

輸出					輸入				
順位	国名	金額	割合	前年比	順位	国名	金額	割合	前年比
1	日本	32,654	19.4%	15.1%	1	中国	27,137	15.0%	27.1%
2	中国	22,800	13.6%	42.0%	2	アメリカ	24,927	13.8%	16.5%
3	韓国	13,077	7.8%	19.7%	3	日本	17,404	9.6%	1.7%
4	インド	10,104	6.0%	45.0%	4	シンガポール	10,122	5.6%	16.9%
5	アメリカ	9,803	5.8%	5.9%	5	ドイツ	9,274	5.1%	6.5%

(資料) Australian Government, Department of Foreign Affairs and Trade  
COMPOSITION OF TRADE AUSTRALIA 2006-2007 Table2

#### (3) 主な輸出入品目(2006年度)

単位:百万豪ドル

輸出					輸入				
順位	品名	金額	割合	前年比	順位	品名	金額	割合	前年比
1	石炭	21,896	15.7%	-9.9%	1	乗用車	13,242	7.8%	10.4%
2	鉄鉱石	15,502	7.9%	20.6%	2	原油	13,016	6.8%	4.7%
3	金	10,738	4.5%	18.2%	3	石油精製品	7,635	4.0%	-8.0%
4	原油	7,640	4.2%	27.4%	4	コンピューター	6,787	3.8%	11.6%
5	アルミニウム 鉄石(アルミナを含む)	6,279	3.4%	18.3%	5	薬剤(動物用含む)	6,415	3.8%	7.9%

(資料) Australian Government, Department of Foreign Affairs and Trade  
COMPOSITION OF TRADE AUSTRALIA 2006-2007 Table12,14



## (4) 日本との主な貿易品目 (2006年度)

単位:百万豪ドル

輸 出			輸 入		
順位	品名	金額	順位	品名	金額
1	石炭	9,132	1	乗用車	6,172
2	鉄鉱石	4,421	2	貨物自動車	1,453
3	牛肉	2,134	3	土木建設機械・部品	695

(資料) COMPOSITION OF TRADE AUSTRALIA 2006-2007

## 4. 観光

## (1) 旅行者数の推移

単位:千人

オーストラリアへの旅行者数の推移			オーストラリアからの旅行者数の推移		
年	人 数	前年比	年	人 数	前年比
2000	4,931.4	10.6%	2000	3,498.2	9.0%
2001	4,855.7	-1.5%	2001	3,442.6	-1.6%
2002	4,841.2	-0.3%	2002	3,461.0	0.5%
2003	4,745.9	-2.0%	2003	3,388.0	-2.1%
2004	5,215.0	9.9%	2004	4,368.7	28.9%
2005	5,499.0	5.4%	2005	4,755.6	8.9%
2006	5,532.4	0.6%	2006	4,940.6	3.9%

(資料) Australian Bureau of Statistics 3401.0 2007.11

## (2) 旅行者および旅行先の国別内訳(2006年)

単位:千人

オーストラリアへの旅行者					オーストラリア人の海外旅行先				
順位	国名	人数	割合	前年比	順位	国名	人数	割合	前年比
1	ニュージーランド	1,075.8	19.4%	-2.1%	1	ニュージーランド	864.7	17.5%	3.5%
2	イギリス	734.2	13.3%	3.6%	2	アメリカ	440.3	8.9%	3.3%
3	日本	651.0	11.8%	-5.0%	3	イギリス	412.8	8.4%	2.1%
4	アメリカ	456.1	8.2%	2.2%	4	タイ	288.1	5.8%	42.0%
5	中国*	308.5	5.6%	8.2%	5	中国*	251.0	5.1%	6.7%

\* 香港、台湾を除く

(資料) Australian Bureau of Statistics 3401.0 2007.11

(3) 観光客の推移

単位:千人

日本からオーストラリアへの旅行者数の推移		オーストラリアからの日本への旅行者数の推移	
年	人数	年	人数
2002	164.9	2002	715.5
2003	172.1	2003	627.7
2004	194.3	2004	710.4
2005	206.2	2005	685.3
2006	195.1	2006	651.0

(資料) 国際観光振興機構(JNTO), Australian Bureau of Statistics 3401.0 2007.11

## IV 地方制度の概要

### 1. オーストラリアの政府構造 —連邦、州及び自治体の3層(2.5層)構造—

連邦政府の権限は、連邦憲法に記載されたものに限定されており、連邦政府のみが行使し得る「専属的権限」と、連邦及び州政府が行使し得る「共管権限」がある。

一方、州政府の権限は、連邦憲法において「連邦政府の権限を除き、連邦成立前から有していた植民地政府の権限の全ては州政府が受け継ぐ」と規定されており、広範に渡っている。

地方自治体は、各州の地方自治法により存立するが、その権限は日本の市町村と比べると非常に限られており、生活環境関連サービスが中心となっている。

#### 《各層政府の権限》

連 邦		州・特別地域		地方自治体
専属的権限	共管権限	その他の権限		
連邦に専属する権限 (連邦憲法に規定されている)	連邦政府と州政府が行使し得る権限 (連邦憲法に規定されている)	専属的権限・共管権限以外の権限(州政府のみが行使し得る権限)		各州がそれぞれの地方自治法により地方自治体に付与した権限
〈例〉 ・関税・消費税の課税 ・硬貨製造 ・連邦憲法改正の発議	〈例〉 ・関税・消費税以外の課税 ・防 衛 ・外 交 ・社会福祉 ・年 金 ・郵便制度 ・度量衡制度 ・銀行運営 ・保険運営 ・著作権制度	〈例〉 ・警 察 ・消 防 ・救 急 ・公立学校 ・公立病院 ・環境保全		〈例〉 ・地方道整備 ・山火事対策 ・公衆衛生 ・児童保育 ・ごみ収集 ・建築確認 ・土地利用計画

※首都特別地域(キャンベラ)では、首都特別地域政府が州政府及び自治体の機能を果たしている。

## 2. 地方自治体の概況

### (1) 地方自治体の数

(2006年6月時点)

州・特別地域	地方自治体数	その他(※)
ニュー・サウス・ウェールズ州	152	3
ビクトリア州	79	1
クイーンズランド州	157	0
南オーストラリア州	68	6
西オーストラリア州	142	0
タスマニア州	29	0
北部特別地域	36	27
合計	663	37

※ 連邦財政援助交付金対象団体

(出典) Australian Government, Department of Transport and Regional Services  
Local Government National Report 2005-2006 Table 2.10

### (2) 地方自治体の呼称

地方自治体は一般にカウンシル(Council)と呼ばれ、都市部の地方自治体ではシティ・カウンシル(City Council)、農村部の地方自治体ではシャイア・カウンシル(Shire Council)の呼称が使われることが多い(そのほか Municipality, Town, District など)。

\*カウンシルとは、もともと地方自治体の議会のことで、「議会」もカウンシルという。

### (3) 地方自治体の面積及び人口

地方自治体の面積には、大きな差異がある。面積が最も大きい地方自治体は、西オーストラリア州の東ピルバラの379,571 km<sup>2</sup>で、これはビクトリア州全域(227,420 km<sup>2</sup>)よりも広く、日本の面積とほぼ同じである。

人口は、1万人以下の地方自治体が多い。砂漠などの人口の希薄な地域では地方自治体が設置されていないところも多く、例えば、北部準州では、地方自治体の設置されている区域の面積の合計は、総面積の5%に過ぎず、人口の8%は地方自治体領域外に居住している。

#### 《人口・面積が最大・最小の地方自治体》

	オーストラリア		日本(2007年現在)	
	最大	最小	最大	最小
人口	約990,000人 ブリスベン (QLD州)	約120人 ウォラスロックホールコ ミュニティ(NT)	3,562,983人 横浜市 (神奈川県)	197人 青ヶ島村 (東京都)
面積	379,571km <sup>2</sup> 東ピルバラ (WA州)	1.5km <sup>2</sup> ペパーミントグローブ (WA州)	2,177.67km <sup>2</sup> 高山市 (岐阜県)	3.47km <sup>2</sup> 舟橋村 (富山県)

(出典)平成19年版全国市町村要覧 他

### 3. 地方自治体の権限及び事務

#### (1) 地方自治体の権限

- ・連邦国家であるオーストラリアにおいては、地方自治体はそれぞれの州の憲法又は地方自治法 (Local Government Act) に基づいて設置されている。
- ・地方自治体の組織、権限及び事務は地方自治法などの州法令で規定され、州政府が統制・監督している。
- ・州政府の監督権限の中には、地方自治体の議会を解散する権限もある(地方自治体の運営が混乱に陥っている場合、州政府の任命した調査官による調査結果に基づき必要があると認めるときは、州政府が当該自治体の議会を解散し、選挙の実施を命じるか、一定の期間、州政府の任命する行政官に議会の権限を代行させることができる)。
- ・近年は、地方自治体の役割の見直し及び権限の強化が図られてきており、特にサービス行政分野においては、地方自治体の包括的権限がかなり認められるようになっている。

#### (2) 地方自治体の事務

地方自治体の事務は、しばしば『3つのR』—道路 (Road)、資産税 (Rate)、ごみ処理 (Rubbish) —に例えられてきた。これは、かつて地方自治体が資産税を徴収し、納税者への対価サービスとして道路建設やごみ処理などの日常生活関連の事業を行うために設置された団体であったことに由来している。

地方自治体の事務は、各地方自治体により相当差があるものの、概して都市部の地方自治体では農村部の地方自治体より広範囲に及んでいる。各地方自治体は、州地方自治法の定める範囲内でその規模や地域性に応じた様々な施策を行っている。以下にその一例を示す。

##### ◎エンジニアリング(都市計画・維持管理)

公共施設の計画、建設、維持管理 (例:道路、橋梁、歩道、下水道、清掃、ごみ収集・処理)

##### ◎レクリエーション

ゴルフ場、プール、運動場、レクリエーション・センター、公民館、売店、キャンプ場

##### ◎衛生

水質検査、食品検査、予防接種、公衆便所、騒音規制、食肉検査、動物管理

##### ◎コミュニティ・サービス

児童福祉、高齢者介護サービス・住宅施設、避難所、食事宅配サービス、カウンセリング、生活保護

##### ◎建築物

検査、許可、認証、規制

##### ◎都市開発の許認可

##### ◎管理運営

飛行場、採石場、墓地、駐車場

##### ◎文化・教育

図書館、美術館、博物館

##### ◎水道

##### ◎その他

## 4. 地方自治体の組織

### (1) 議会(Council)

《機能》 議決機関と執行機関の機能を併せ持つ

《主な役割》 ①地方自治体の重要な問題に関し、政策決定を行うこと

②地方自治体の歳入歳出予算を決定し、決算を認定すること

③連邦政府、州政府及び他の地方自治体との協議を行うこと

④住民の請願を処理すること

⑤首席行政職員(ジェネラル・マネージャー)を任命し、その職務遂行を監督すること

※財政、土木、都市計画、公衆衛生、環境等の委員会が議会に設置され、その部門に属する事務について議会の権限の一部を委任される場合もある。

《議員数》 多くの場合15名以下。

《身分・手当》 非常勤で(農業経営、管理職、専門職などの本業を持つか、退職者である場合が多い)、議員としては低額の手当が支給されるのみということが一般的。

《議員の任期》 3～4年(州により異なる)

《自治体議会議員の選挙制度》

州名	選挙の頻度	改選の方法	議員の任期
NSW	4年毎	全員改選	4年
VIC	多くは3年毎	多くは全員改選	多くは3年
QLD	3年毎	全員改選	3年
SA	3年毎	全員改選	3年
WA	2年毎	半数改選	4年
TAS	2年毎	半数改選	4年
NT	4年毎	全員改選	4年

(各州地方自治法ほか)

#### ①選挙権

・州議会議員選挙における選挙人名簿に登録された者(全州共通)

—18歳以上のオーストラリアで、当該選挙区に居住するものは、選挙人名簿への登録義務がある。

・当該自治体のレイトを納めている非居住者で、非居住者選挙人名簿に登録された者(QLD州、北部特別地域を除く)

#### ②投票義務

・義務投票制の州……NSW州、VIC州、QLD州、北部特別地域

・任意投票制の州……SA州、WA州、TAS州

※連邦及び州議会議員選挙については、すべて義務投票制である。

#### ③平均投票率

・義務投票制度を採用している州……95%程度

・任意投票制度を採用している州……20～60%

※郵便投票のみで選挙を実施している州……SA州、TAS州

## (2) 地方長(Mayor)

自治体の長は、議会の議長でもあり、対外的に地方自治体を代表する。

長の呼称: Mayor が一般的であるが、シドニー、メルボルン等の州都や大都市の市長は Lord Mayor と呼ばれる。農村部の自治体では、President や Chairman の呼称が用いられることが多い。

長の選出方法: 住民が直接選挙する場合と議員の互選による場合とに分かれる。

州名	議長の選出方法	任期
NSW	公選又は互選	公選: 4年、互選: 1年
VIC	公選又は互選	3年、互選: 1年
QLD	公選	3年
S A	公選又は互選	3年
W A	公選又は互選	4年
TAS	公選又は互選	2年
N T	公選	4年

(各州地方自治法)

## (3) ジェネラル・マネージャー(GM: General Manager)

- ・ 議会が任命する行政執行責任者で、CEO (Chief Executive Officer) と呼ぶ場合もある。
- ・ 議会の決定した基本方針に基づき、議会の監督の下に具体的な行政執行を行う。
- ・ 新聞広告等により一般公募し、選考により数年間(多くは5年)の任用契約を結ぶ形で議会が任命する。
- ・ NSW州においては、1993年の地方自治法改正により、議会とジェネラル・マネージャーとの役割分担の明確化が図られ、議会の決定した基本方針に基づいて具体的に行政を運営する役割は、長でなくジェネラル・マネージャーが担うようになっている。他の州でもこの傾向が強まっている。

## (4) その他の職員

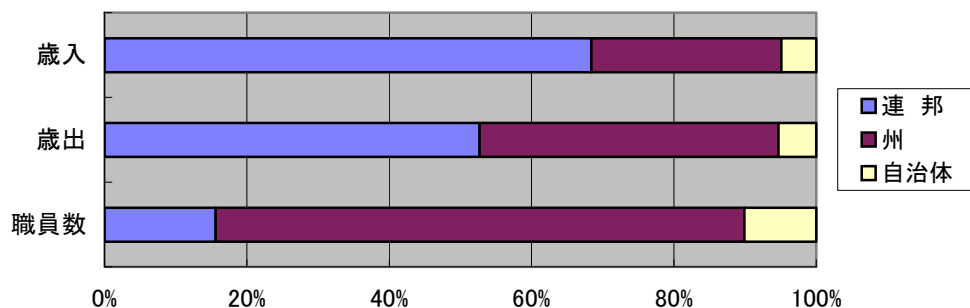
- ・ NSW州の地方自治体の職員総数は計約5万人で、各自治体平均の職員数は約310人であるが、職員数が1,000人近い大都市がある一方で、農村部では、職員が20人程度しかいないような小さな地方自治体もある。
- ・ 地方自治体職員の職種は、自治体により様々であるが、典型的な例として、以下のようなものがある。  
(例) 事務職員、会計職員、税務職員、情報技術職員、土木技師、交通技師、機械技師、食品衛生担当員、都市計画担当員、建築検査員、保母、司書、高齢者福祉職員、コミュニティ担当員、ごみ収集作業員、道路建設作業員など。
- ・ オーストラリアの地方自治体では、道路等の建設やごみ収集などの業務も伝統的に自前の職員により行われていたため、以前は道路建設作業員、ごみ収集作業員などの現業職員の割合が半分以上を占めていたが、近年、現業業務の外部委託が進展したことから、現業職員は著しく減少し、その一方で、外部委託した業務の運営の監督に当たる事務職員の割合が増加する傾向にある。
- ・ オーストラリアの地方自治体では、ある役職が空席になると、庁舎内の掲示板、新聞広告、自治体求人情報誌等により自治体内外から広く公募し、候補者を面接して後任者を任用するのが普通で、日本の場合のような昇進や人事異動の制度は基本的にない。

## 5. 地方自治体の財政

### (1) 日豪政府部門の財政比較

#### 《オーストラリア》

政府部門全体の財政に占める連邦・州・自治体の割合



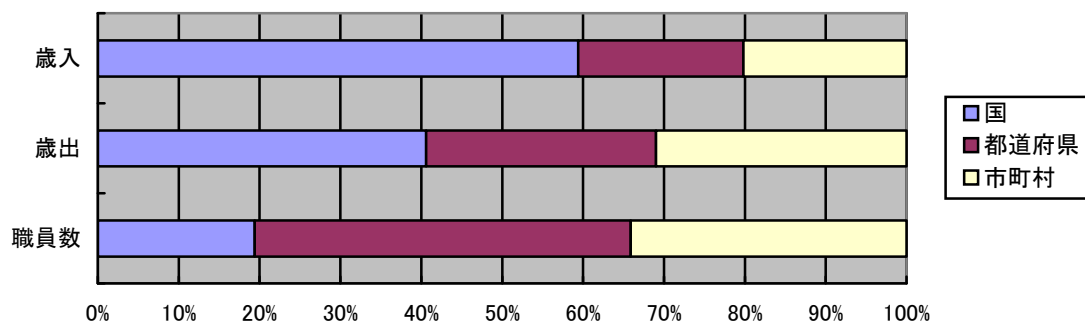
歳出入 2005-06 年度、職員数 (2005 年 11 月)

	連 邦	州	自治体
公共部門全体の総歳入額 (3,916 億豪ドル)	68.2%	26.8%	5.0%
公共部門全体の総歳出額 (3,668 億豪ドル)	52.4%	42.3%	5.3%
公共部門全体の総職員数 (約 163 万人)	15.6%	74.2%	10.2%

(資料) 2005-06 Government Finance Statistics, Wage and Salary Earners (Australian Bureau of Statistics)

#### 《日 本》

政府部門全体の財政に占める国・都道府県・市町村の割合



(2005 年度)

	国	都道府県	市町村
公共部門全体の総歳入額 (149 兆 7,222 億円)	59.4%	20.4%	20.2%
公共部門全体の総歳出額 (150 兆 6,444 億円)	40.6%	28.4%	31.0%
公共部門全体の総職員数 (3,250,756 人)	19.4%	46.5%	34.1%

※歳出額は政府間の財源移転を除いた最終支出ベース。職員数は自衛隊を含めず。また、都道府県費負担教職員は都道府県に含めている。

(資料) 地方財政白書平成 19 年版 (平成 17 年度決算)、平成 19 年版公務員白書



## (2) 地方自治体の主な財源

### ①レイト

- ・土地に対する固定資産税で、地方自治体の唯一の税源。
- ・全地方自治体平均で、歳入総額の約 38%を占める。

### ②交付金

- ・連邦政府から……一般財源交付金(使途を特定されない)及び使途特定交付金  
 ※地方自治体に直接交付されるものもあるが、大部分は、州を経由して交付される(スルー交付金)。
- ・州政府から……使途特定交付金

### ③使用料・手数料

ごみ収集、公営プール、建築認可、飼犬登録などの行政サービスの代価として徴収。

### ④公営企業純益

地方自治体の経営する電気事業、水道事業等の企業の純益(近年は公営企業の民営化が進む傾向にある。)

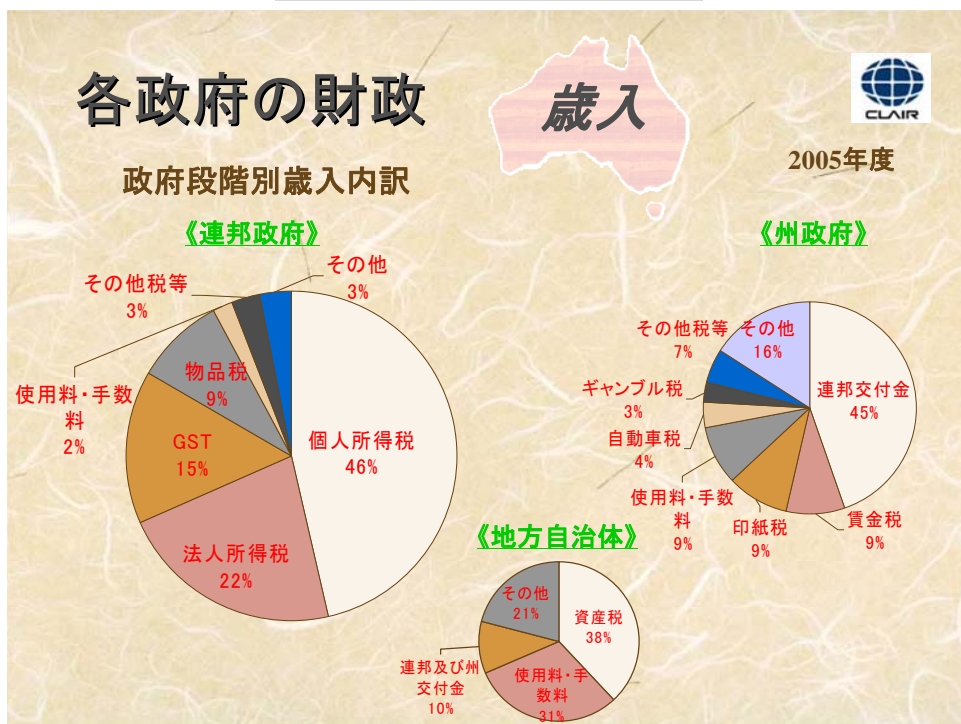
### ⑤その他

起債(州政府の許可が必要)による借入金、利子収入など

## (3) 連邦、州及び地方自治体の歳入内訳

- ・連邦政府……個人・法人所得税が歳入全体の 68%を占める主要財源
- ・州政府……45%が連邦政府からの交付金。主な州税は、賃金税(ペイロール・タックス:雇用主が従業員に支払う賃金総額を課税標準として課税)、印紙税など。
- ・地方自治体……38%がレイト(資産税)収入、31%が財・サービス提供対価、10%が連邦及び州政府からの交付金。

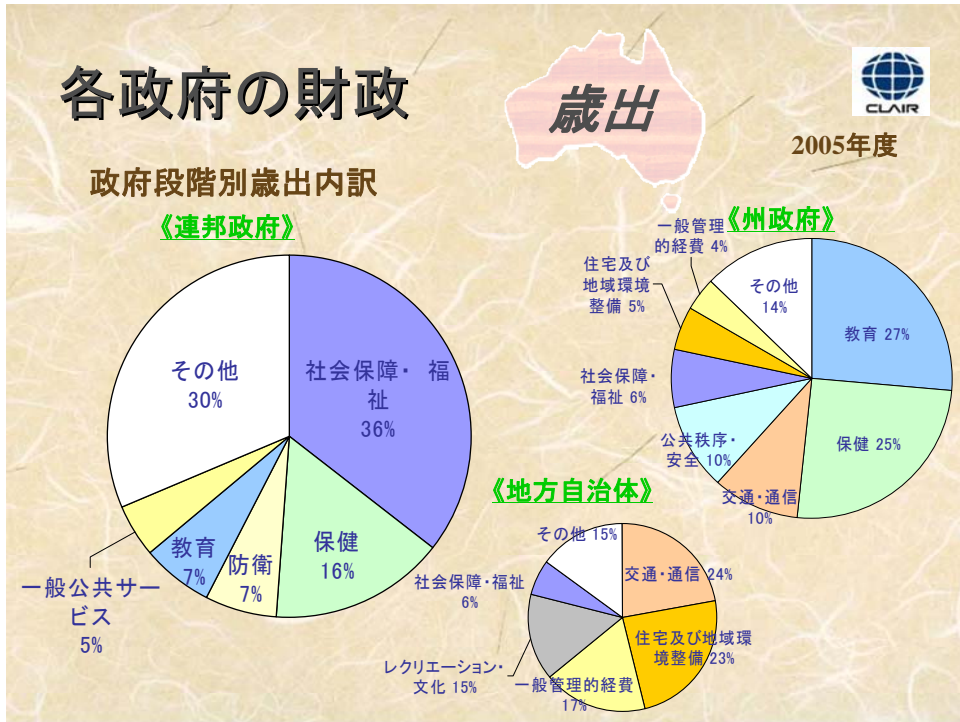
2005-06 年度政府段階別歳入内訳



(4) 連邦、州及び地方自治体の歳出内訳

- ・ 連邦政府……51%が社会保障、福祉及び保健関係の支出。
- ・ 州 政 府……教育(27%)と保健(25%)が主な支出項目。
- ・ 地方自治体……道路整備等の交通・通信(24%)と住宅及び居住環境整備(23%)が全体の約半分を占める。

2005-06 年度政府段階別歳出内訳



(資料) Government Finance Statistics 2005-2006

## 6. 地方行政改革の動向

### (1) 地方自治法の抜本改正

1993年から1995年にかけて、NSW州、北部特別地域、TAS州、QLD州、WA州が相次いで地方自治法の抜本改正を行った。この結果、サービス行政分野を中心に、自治体に包括的権限をかなり広く認める内容となった。

さらにSA州は1999年に地方自治法を改正。北部特別地域においては現在改正法案を審議中。

#### (参考) NSW州における新地方自治法(1993年7月1日施行)の主な改正点

##### ◎サービス機能と規制機能の区別化

自治体の行政サービス提供に対する州政府の規制が緩和され、自治体の自由裁量がかかり認められるようになった。規制機能については、その運営についてより明確に規定され、標準化された。

##### ◎議会とジェネラル・マネジャーの役割分担の明確化

##### ◎従来の法令必置職の廃止、行政組織編成の弾力化

##### ◎地域住民に対する責任(Accountability)の強化

- －年次事業計画と年次活動報告の作成及び公表
- －議会及び委員会の会議の原則公開
- －特定重要事項(議員定数の変更、選挙区の変更等)に関する住民投票制度

### (2) 地方自治体合併の推進

90年代にVIC州、TAS州、SA州では、地方自治体の機能強化及び行政経費の効率化を図るため、大規模な合併を全州的に実施。

- ・合併への評価………運営管理・サービス提供の合理化による経費削減
- ・合併への批判………議会が住民を代表する機能の低下

また、2007年にはQLD州、北部特別地域が大規模な合併を2008年に実施することを発表している。

#### 《自治体合併の事例》

##### ●1990年代

	TAS州	VIC州	SA州
改正時期	1993年	1994年	1996年～1998年
自治体数 (旧⇒新)	46⇒29	220⇒79	122⇒66
方 法	州政府主導により、州政府と同州地方自治体協会が合同委員会を設置し、双方が協力して調整に当たった。	州政府が自治体の議会を解散して新たな自治体を設置し、ほぼ強制的に行われた。	連邦政府と州政府の資金援助のもと、自治体が自発的に合併を行った。

●2008年実施予定

	QLD州	北部特別地域
改正時期	2008年3月15日	2008年7月1日
自治体数 (旧⇒新)	157⇒73	36⇒13
方 法	持続可能で、より良い住民サービスの実現のため、州政府主導により、ほぼ強制的に実施される。	

《地方自治体数の推移および自治体職員数》

州 名	地方自治体数			地方自治体職員数 (2005年11月)
	1910年	1991年	2007年	
NSW	324	176	152	49,900
VIC	206	210	79	38,900
QLD	164	134	157	42,800
SA	175	122	68	10,500
WA	147	138	142	16,200
TAS	51	46	29	4,400
NT	—	—	36	3,200
合計	1,067	826	663	165,900

(出典) Australian Government, Department of Transport and Regional Services  
Local Government National Report 2005-2006 Table 2.10

(3) 事務の民間委託の進展

- ・ごみ収集をはじめ、清掃業務、レクリエーションセンター、保育園の運営、高齢者への在宅福祉などの行政サービスの外部委託が進展している。
- ・外部委託する場合、競争入札により委託先を決定するのが一般的。VIC州では、強制競争入札制度(CCT: Compulsory Competitive Tendering)を導入して、競争入札に付される事務に係る経費が地方自治体の歳出に占める比率を1994年度から1996年度まで段階的に20%、30%、50%と高めた。

(注) CCTとは、法律、規則で定める特定の公共サービス(土木工事、ゴミ収集、食事宅配サービスなど)を実施する際、当該自治体の現業部門も、民間企業との競争入札を経て落札できなければそのサービス供給を行うことができないというもの。

7. 広域行政の取り組み

(1) カウンティ・カウンシル(County Council) (NSW州)

- ・複数の地方自治体が特定の行政サービスを共同で行うために設置された事務組合で、各自治体から選出された代表議員がその議会を構成する。
- ・2004年3月現在、NSW州内には20のカウンティ・カウンシルがあり、雑草(牧草等を駆逐し、農業や

環境保全に悪影響を与えるもの)除去(11組合)、水道供給(6組合)、水防(2組合)、食肉処理場(1組合)といった事務を共同処理している。

## (2) 広域自治体協議会(Voluntary Regional Organisation of Councils: ROCs)

- ・ 地域経済開発や環境保全などの推進に協力して取り組むため、複数の地方自治体が共同して設立する任意組織。
- ・ 全豪地方自治体協会(下記、参照)のホームページによると、同協議会は全国に63設立されている。

### 例) 西シドニー広域自治体協議会(Western Sydney Regional organization of Councils Ltd: WAROCs)

シドニー大都市圏の西部11自治体からなる広域自治体協議会。この地域は、人口が140万人にも及び、シドニー大都市圏の中でも、今後、最も人口が増加する地域といわれており、将来の人口増に向け必要なインフラ整備のためのロビー活動を積極的に実施している。また、2007年11月の連邦選挙に際しては、主要政党に対し「Federal Election Issues Papers」という、連邦政府と地方自治体との関係強化による都市基盤整備などを柱とした要望書を提出している。

西シドニー広域自治体協議会ホームページ:<http://www.wsroc.com.au/>

## 8. 地方自治体の州組織・全国組織

### (1) 地方自治体協会

各州に「地方自治体協会」が組織されており、構成団体に対する情報提供や労使調停、共同購入等の支援を行っている。

各州の地方自治体協会へのリンク:<http://www.alga.asn.au/links/associations.php>

### (2) 全豪地方自治体協会(ALGA: Australian Local Government Association)

各州の地方自治体協会の全国組織。地方自治体に影響が及ぶ事項についての調査・研究を行い、全国レベルで自治体の意見をまとめ、連邦政府及び各州政府への働きかけを行っている。

全豪地方自治体協会ホームページ:<http://www.alga.asn.au/>

### (3) オーストラリア政府間協議会(COAG: Council of Australian Governments)

連邦・州・地方自治体間で全国的な重要政策課題について協議を行うための機関。

ALGA 会長は、地方自治体の代表として、連邦政府首相及び各州首相とともに、当協議会のメンバーになっている。

オーストラリア政府間協議会ホームページ:<http://www.coag.gov.au/>

## V 日豪国際交流の概況

### 1. 日本の地方自治体の交流先としてのオーストラリア

日本の地方自治体と諸外国の自治体との姉妹提携件数は、2007年12月31日現在1,559件となっており、オーストラリアは、アメリカ、中国、韓国に次ぐ第4位の提携先である。

日本と諸外国との姉妹提携数

地域	国・地域名	件数	
北米	アメリカ合衆国	438	
	カナダ	69	
	小計	507	
欧州	フランス	48	
	ドイツ	51	
	イタリア	41	
	オーストリア	36	
	イギリス	13	
	オランダ	11	
	スイス	11	
	スペイン	11	
	ベルギー	8	
	ギリシア	8	
	ポルトガル	6	
	フィンランド	5	
	デンマーク	5	
	チェコ	4	
	ハンガリー	5	
	スウェーデン	5	
	ノルウェー	3	
	クロアチア	3	
	ルーマニア	2	
	ウクライナ	2	
	ベラルーシ	1	
	セルビア	1	
	ブルガリア	1	
	ラトビア	1	
	リトアニア	1	
	スロベニア	1	
	スロバキア	1	
	エストニア	1	
	小計	318	
	アフリカ	エジプト	1
		カメルーン	1
チュニジア		1	
小計		3	

地域	国・地域名	件数
大洋州	オーストラリア	108
	ニュージーランド	42
	パラオ	2
	マーシャル諸島	1
	小計	153
アジア	中国	324
	韓国	116
	フィリピン	18
	台湾	10
	インドネシア	8
	トルコ	6
	ネパール	4
	スリランカ	3
	モンゴル	3
	タイ	4
	インド	4
	マレーシア	1
	イスラエル	1
	ブータン	1
	アラブ首長国連邦	1
小計	504	
中南米	ブラジル	58
	メキシコ	9
	パラグアイ	2
	コスタリカ	2
	チリ	1
	パナマ	1
	ボリビア	1
	小計	74
合計	1,559	

## 2. オーストラリアと諸外国との姉妹提携の現況

オーストラリアの地方自治体と外国の地方自治体との姉妹都市提携は、1956年のベガバレー（NSW州）とリトルトン（米国コロラド州）との提携が最初である。

提携件数は、2008年1月現在で484件となっており、日本は第1位の提携先である。

この他に、姉妹州提携が18件、姉妹港提携が9件となっている。

オーストラリアと諸外国との姉妹提携数

地域	国・地域名	件数
北米	アメリカ合衆国	87
	カナダ	16
	小計	103
欧州	イギリス	48
	イタリア	21
	ギリシア	13
	フランス	11
	旧ユーゴスラビア	4
	アイルランド	4
	スペイン	2
	ドイツ	2
	ポルトガル	2
	オーストリア	1
	オランダ	1
	クロアチア	1
	スイス	1
	スウェーデン	1
	スロバキア	1
	ラトビア	1
	ロシア	1
	マルタ	1
	エストニア	1
	小計	117
アフリカ	南アフリカ	2
	小計	2

地域	国・地域名	件数	
大洋州	ニュージーランド	42	
	パプアニューギニア	8	
	ソロモン諸島	1	
	小計	51	
アジア	日本	102	
	中国	53	
	韓国	13	
	フィリピン	10	
	マレーシア	5	
	台湾	6	
	インドネシア	5	
	カンボジア	2	
	ベトナム	2	
	タイ	1	
	東ティモール	1	
	小計	200	
	中東	イスラエル	3
		トルコ	2
レバノン		1	
アラブ首長国連邦		1	
キプロス		1	
シリア		1	
小計		9	
中南米	ウルグアイ	1	
	ニカラグア	1	
	小計	2	
合計		484	

(資料) Australian Sister Cities Association

### 3. 日本とオーストラリアとの姉妹提携の現況

日本とオーストラリアの地方自治体の姉妹提携は、2007年7月31日現在で108件(姉妹州・都府県：6件、姉妹都市：102件)となっている。この他に、姉妹港提携が6件ある。

#### (1) 姉妹州・都府県(6件)

	提携年月日	州名	都府県名
1	1980年5月2日	ビクトリア州	愛知県
2	1981年6月23日	西オーストラリア州	兵庫県
3	1984年5月9日	ニュー・サウス・ウェールズ州	東京都
4	1984年10月27日	クイーンズランド州	埼玉県
5	1988年5月4日	クイーンズランド州	大阪府
6	1993年5月7日	南オーストラリア州	岡山県

#### (2) 姉妹都市(102件)

	提携年月日	都市名(州)	市町村名(都道府県)
1	1963年8月7日	リズモア(NSW)	大和高田市(奈良)
2	1965年11月1日	ローンセストン(TAS)	池田市(大阪)
3	1969年4月1日	ケアンズ(QLD)	美波町(徳島)
4	1971年5月12日	ホワイトホース(VIC)	松戸市(千葉)
5	1974年4月23日	パース(WA)	鹿児島市(鹿児島)
6	1975年11月5日	クーマ(NSW)	山鹿市(熊本)
7	1977年2月17日	ホバート(TAS)	焼津市(静岡)
8	1978年4月24日	メルボルン(VIC)	大阪市(大阪)
9	1979年3月3日	グレーター・シェパートン(VIC)	奥州市(岩手)
10	1979年4月25日	フリマントル(WA)	横須賀市(神奈川)
11	1980年8月6日	スワン・ヒル(VIC)	山形市(山形)
12	1980年9月16日	シドニー(NSW)	名古屋市(愛知)
13	1980年11月21日	ロックハンプトン(QLD)	指宿市(鹿児島)
14	1980年11月21日	ニューカッスル(NSW)	宇部市(山口)
15	1981年5月7日	ブルーム(WA)	太地町(和歌山)
16	1982年2月9日	クラレンス(TAS)	厚岸町(北海道)
17	1982年2月22日	フランクストン(VIC)	裾野市(静岡)
18	1982年4月19日	アデレード(SA)	姫路市(兵庫)
19	1982年8月14日	マンリー(NSW)	台東区(東京)
20	1984年4月11日	キャンベルタウン(NSW)	越谷市(埼玉)
21	1984年10月1日	ベルモント(WA)	足立区(東京)
22	1984年11月3日	ペンリス(NSW)	藤枝市(静岡)



	提携年月日	都市名(州)	市町村名(都道府県)
23	1985年 7月 16日	ブリスベン(QLD)	神戸市(兵庫)
24	1988年 4月 19日	ゴスフォード(NSW)	江戸川区(東京)
25	1988年 5月 18日	ウーロンゴン(NSW)	川崎市(神奈川)
26	1988年 6月 6日	コフスハーバー(NSW)	佐世保市(長崎)
27	1988年 6月 7日	ホークスベリー(NSW)	京丹波町(京都)
28	1988年 8月 1日	バララット(VIC)	猪名川町(兵庫)
29	1988年 8月 30日	ブルーマウンティン(NSW)	三田市(兵庫)
30	1989年 3月 9日	バンクスタウン(NSW)	吹田市(大阪)
31	1989年 6月 2日	ダボウ(NSW)	美濃加茂市(岐阜)
32	1989年 7月 22日	テモラ(NSW)	泉崎村(福島)
33	1989年 7月 22日	マッカイ(QLD)	松浦市(長崎)
34	1990年 1月 18日	クレア(SA)	備前市(岡山)
35	1990年 4月 14日	ポート・マッコリー(NSW)	半田市(愛知)
36	1990年 5月 11日	ウィロビー(NSW)	杉並区(東京)
37	1990年 7月 28日	オレンジ(NSW)	牛久市(茨城)
38	1990年 9月 30日	タウンズビル(QLD)	周南市(山口)
39	1991年 3月 25日	バサースト(NSW)	大熊町(福島)
40	1991年 3月 27日	ポート・リンカーン(SA)	室戸市(高知)
41	1991年 7月 9日	サザランド(NSW)	中央区(東京)
42	1991年 7月 10日	スノーイーリバー(NSW)	草津町(群馬)
43	1991年 8月 21日	タウンズビル(QLD)	いわき市(福島)
44	1991年 9月 15日	ミッチェル(VIC)	本別町(北海道)
45	1991年 11月 13日	トゥーンバ(QLD)	高槻市(大阪)
46	1992年 4月 28日	グレーター・ジーロング(VIC)	泉大津市(大阪)
47	1992年 7月 6日	ウォーナンプール(VIC)	三浦市(神奈川)
48	1992年 7月 31日	レーク・マコリー(NSW)	函館市(北海道)
49	1992年 8月 18日	レッドクリフ(QLD)	山陽小野田市(山口)
50	1992年 8月 24日	ウェリントン(NSW)	富山市(富山)
51	1992年 10月 1日	リバプール(NSW)	戸田市(埼玉)
52	1992年 10月 9日	クエンビアン(NSW)	南アルプス市(山梨)
53	1992年 11月 10日	バンバリー(WA)	世田谷区(東京)
54	1993年 3月 16日	ワイオン(NSW)	田辺市(和歌山)
55	1993年 4月 2日	マリオン(SA)	国分寺市(東京)
56	1993年 7月 27日	デュアリング(QLD)	藤沢町(岩手)
57	1993年 10月 26日	キャンベラ(ACT)	奈良市(奈良)
58	1993年 11月 20日	ポートフィリップ(VIC)	大府市(愛知)
59	1994年 4月 12日	ウェントワース(NSW)	長浜市(滋賀)

	提携年月日	都市名(州)	市町村名(都道府県)
60	1994年 5月 12日	レーク・マコリー(NSW)	棚倉町(福島)
61	1994年 7月 6日	ハービー・ベイ(QLD)	大月市(山梨)
62	1994年 7月 20日	グラフトン(NSW)	伊豆の国市(静岡)
63	1994年 10月 15日	イプスウィッチ(QLD)	練馬区(東京)
64	1994年 10月 15日	ホブソンズ・ベイ(VIC)	安城市(愛知)
65	1994年 10月 23日	ハーストビル(NSW)	白石市(宮城)
66	1995年 3月 14日	ローガン(QLD)	枚方市(大阪)
67	1995年 10月 9日	ペンリス(NSW)	白山市(石川)
68	1995年 11月 18日	ゴールドコースト(QLD)	鷹栖町(北海道)
69	1995年 11月 21日	ピットウォーター(NSW)	忠岡町(大阪)
70	1996年 2月 27日	デボンポート(TAS)	水俣市(熊本)
71	1996年 4月 17日	ローガン(QLD)	渋川市(群馬)
72	1996年 4月 26日	ワリンガー(NSW)	秩父市(埼玉)
73	1996年 7月 9日	マルーチー(QLD)	館林市(群馬)
74	1996年 9月 4日	グラッドストーン(QLD)	佐伯市(大分)
75	1996年 11月 19日	バセルトン(WA)	杉戸町(埼玉)
76	1997年 4月 11日	キャムデン(NSW)	柏市(千葉)
77	1997年 4月 11日	コロワ(NSW)	三木市(兵庫)
78	1997年 4月 15日	ロッキングハム(WA)	赤穂市(兵庫)
79	1997年 10月 22日	ティーツリーガリー(SA)	鴨方町(岡山)
80	1997年 12月 15日	ホールドファストベイ(SA)	葉山町(神奈川)
81	1998年 2月 13日	キャンパスピ(VIC)	白井市(千葉)
82	1998年 9月 29日	ジェラルトン(WA)	新居町(静岡)
83	1998年 11月 9日	バンダバーグ(QLD)	摂津市(大阪)
84	1998年 11月 13日	ポートステイブンス(NSW)	湯河原町(神奈川)
85	1999年 7月 3日	ゴールバーン(NSW)	士別市(北海道)
86	2000年 2月 10日	ウィンダム(VIC)	知立市(愛知)
87	2000年 2月 11日	ポートステイブンス(NSW)	館山市(千葉)
88	2000年 5月 15日	ロックデイル(NSW)	矢祭町(福島)
89	2000年 5月 26日	ビクター・ハーバー(SA)	真庭市(岡山)
90	2000年 10月 12日	ラトローブ(VIC)	高砂市(兵庫)
91	2001年 2月 1日	アルバニー(WA)	富岡市(群馬)
92	2001年 4月 4日	ヌーサ(QLD)	日出町(大分)
93	2001年 7月 5日	タムワース(NSW)	三戸町(青森)
94	2001年 11月 3日	ミルドラ(VIC)	熊取町(大阪)
95	2002年 5月 25日	ソルズベリー(SA)	茂原市(千葉)
96	2002年 8月 22日	バロッサ(SA)	久米南町(岡山)

	提携年月日	都市名(州)	市町村名(都道府県)
97	2002年10月7日	ボウエン(QLD)	西海市(長崎)
98	2003年10月22日	シェパートン(VIC)	豊明市(愛知)
99	2005年6月20日	スタンソープ(QLD)	紫波町(岩手)
100	2005年10月2日	シングルトン(NSW)	高畠町(山形)
101	2006年5月15日	ケアンズ(QLD)	小山市(栃木)
102	2007年4月29日	メリーボロー(QLD)	春日部市(埼玉)

(3) 姉妹港(6件)

	提携年月日	港湾名(州)	港湾名(府県)
1	1968年10月24日	シドニー港(NSW)	四日市港(三重)
2	1974年10月9日	メルボルン港(VIC)	大阪港(大阪)
3	1983年4月19日	フリーマントル港(WA)	名古屋港(愛知)
4	1984年11月29日	アデレード港(SA)	水島港(岡山)
5	1986年5月24日	メルボルン港(VIC)	横浜港(神奈川)
6	2000年2月16日	アルバニー港(WA)	油津港(宮崎)

#### 4. 外国青年招致事業(JETプログラム)参加状況

年 度	国際交流員(CIR)		英語指導助手 (ALT)		スポーツ国際交流員 (SEA)		合 計	
	豪州	全体	豪州	全体	豪州	全体	豪州	全体
1987	11	35	72	813	-	-	83	848
1988	12	59	131	1,384	-	-	143	1,443
1989	12	93	134	1,894	-	-	146	1,987
1990	13	138	132	2,146	-	-	145	2,284
1991	14	175	128	2,699	-	-	142	2,874
1992	14	217	168	3,108	-	-	182	3,325
1993	23	277	196	3,508	-	-	219	3,785
1994	27	314	215	3,865	0	6	242	4,185
1995	33	375	241	4,243	0	11	274	4,629
1996	50	440	249	4,574	0	19	299	5,033
1997	56	485	281	4,831	1	31	338	5,347
1998	57	545	297	5,096	1	46	355	5,677
1999	62	550	344	5,241	1	44	407	5,825
2000	65	574	352	5,467	0	37	417	6,078
2001	73	576	344	5,583	0	31	417	6,190
2002	81	568	364	5,666	2	29	447	6,273
2003	68	548	368	5,649	2	29	438	6,226
2004	56	512	373	5,567	2	24	431	6,103
2005	49	470	370	5,362	1	21	420	5,853
2006	47	431	340	5,057	0	20	387	5,508
2007	34	399	281	4,707	1	13	316	5,119